

LEGAL REPORT

「中小企業経営者のための事業承継対策」

2008.3.18



猪木・手島法律事務所
弁護士 猪木 健二

□弁護士登録 平成4年4月
(登録番号 22432)

□事務所設立 平成7年4月

□主な経歴

- S39.07.03 岡山市生まれ
- S58.03 芳泉高校卒
- S62.03 岡山大学法学部卒
- H01 司法試験合格
- H02.04 司法研修所入所
- H04.04 弁護士登録
- H07.04 猪木法律事務所開設
- H13. 岡山弁護士会住宅紛争
審査会・紛争処理委員
登録
- H14.02.01 ~ 岡山県建設工事紛争
審査委員
- H17.04. 岡山弁護士会副会長
- H18.05. ~ 日弁連 ADR 委員会委
員
- H18.08. ~ 手島弁護士と事務所合
併「猪木・手島法律事
務所」に

■ はじめに

皆さんの会社では事業承継対策を考えておられますか。

我が国における多くの中小企業において今後10年のうちに事業承継の問題が発生すると言われていきます。

そこで、日弁連では、平成20年1月25日「事業承継問題研修会」を開催しました。

その一部を紹介します。

■ 事業承継対策を怠ると具体的にどのような不都合が生じるのでしょうか

〔1〕事業用資産の分散

遺産分割は、遺言がない限り法定相続分に基づいて行われます。中小企業経営者の個人資産の大半は事業用資産ですから、相続によって事業用資産が後継者である相続人に集中して承継させることが困難になる危険があります。

〔2〕遺産分割に要する時間的ロス

相続人全員で円滑な話し合いができない場合、調停、審判という手続きを経るこ

とになり、円滑・迅速な事業承継を困難にさせます。これは信用問題に係わりません。

※ 私は、遺産分割を9年がかりでやっと解決したことがあります。

〔3〕遺産の法的性質

イ) 金銭債権

中小企業の経営者は会社に金員を貸し付けているのが一般的です。利息の定めもなく返済期限の定めもないというものです。

ところが、経営者が死亡すると、この貸付金債権は相続人に法定相続分に応じて当然に分割されます。

そうすると、たちまち返済を求めてくる相続人も現れるかもしれません。運転資金を圧迫されてしまう危険が生じるのです。

ロ) 不動産

遺産が事業用の不動産の場合、遺産分割終了まで各相続人が相続分に応じて共有することになりますが、この共有持ち分は他の相続人の承諾なく処分することが可能です。

事業用資産に第三者が介入してくる危険があるので

す。

ハ) 自社株式

会社の株式が遺産である場合、各相続人は遺産である全株式のうち法定相続分に対応する数の株式を保有する訳ではありません。

1株ごとに、各相続人が相続分に従って共有することになるのです。

その場合、株主権を行使する者を株式の共有持ち分の過半数をもって定める、というのが判例です。

すると、死亡した経営者が自社株100%を持ち、しかも後継者以外の相続人が過半数の相続分を有している場合はどうなってしまうのでしょうか。

遺産分割終了まで、自社の経営権は後継者以外の相続人が支配することとなってしまいます。

■ 事業承継対策のポイント

以上からもお分かりのように、事業承継対策とは単なる相続税対策ではありません。

以下に事業承継対策のポイントをまとめてみます。

(1) 事業用資産を後継者に集中させること

中小企業の場合、経営者の個人資産が事業用に用いられています。そこで、経営安定のためには、事業用資産を後継者たる相続人に

集中的に相続させる必要が生じます。

(2) 迅速性、法的安定性

経営者の個人資産の多くが会社の経営に投入されている現実がある以上、迅速に遺産の承継は行われなくてはなりません。

さもないと、会社の資金調達に悪影響を及ぼすだけでなく、会社の信用の低下や従業員の士気の低下を招いてしまいます。

(3) 紛争予防

後継者以外の相続人の遺留分に留意して紛争を予防できるような配慮を行う必要があります。

そのような配慮を欠いていると、紛争を招き会社の信用低下を来しかねません。

(4) 貢献のあった者への正当な評価

会社の価値の上昇について経営を引き継いだ後継者に貢献がある場合は、それを正當に評価しなければなりません。そうでないと後継者がやる気を出して事業に取り組むことができないからです。

■ 弁護士の具体的な役割では、事業承継問題に際して弁護士が果たす役割とは具体的にどのようなものなのでしょうか。

例えば、

① 生前贈与や遺言を活用

した事業用資産の後継者への集中、

② 後継者以外の相続人の遺留分に配慮した遺言書の作成などにより相続紛争の予防を図る、

③ 議決権制限株式や相続人に対する売り渡し請求など会社法の各種制度の利用し事業の安定に配慮する、などです。

もちろん、相続税額の試算にあたっては税理士、既存株主からの株式買い取り価格の算定などについては公認会計士と連携していかなくてはなりません。

■ 最後に

事業承継対策は、短時間でできるものではありません。ある程度時間をかけて前もって準備しなければなりません。

その意味で、「またそのうちに考えたらいい」なんて言ってもらえません。

なお、中小企業庁は事業承継に関するパンフレットとして次のものを発行しています。ご参考までに。

「事業承継ガイドライン 20問 20答」

「上手に使おう中小企業税制 50問 50答」

2008.3.18